

登校拒否児童に対する校内の組織的取り組み

—— その実践を通して ——

足利市立北郷小学校 児童指導部 教育相談係

1 はじめに

文部省が発表した「平成5年度生徒指導上の諸問題の現状と文部省の施策」によると、国・公・私立の小中学校で平成5年度に「学校嫌い」を理由として50日以上欠席した登校拒否児童・生徒は、昭和41年度に調査を始めてから最も多い人数となった。欠席者数は減少傾向にあるのに登校拒否児童・生徒数は逆に増え、昭和41年に比べ、小学校は2.6倍、中学校は4倍にもなっている。

栃木県においても、昭和60年度から平成4年度までの登校拒否児童生徒数を見てみると、過去最高の数を記録しており、これは全国のものと同じ傾向を示している。

これらの調査においては、病気や経済的な理由を除き、年間50日以上休んでいる児童・生徒となっているが、50日未満の登校拒否の児童・生徒まで枠を広げると、その人数はさらに増えるものと考えられる。このような中で、本校においても登校拒否傾向をもつ児童は増えつつあり、それらの児童に対する対応は試行錯誤しながらのものであるが、その取り組みを通して、組織的取り組みの大切さを強く感じている。

そこで、以下に、本校における登校拒否児童に対する組織的取り組みの実践の一端を示したいと思う。

2 本校における基本的な考え方

(1) 本校における「登校拒否」の定義について

登校拒否に対する認識はさまざまなものがあるが、初期においては「学校恐怖症」と呼ばれ、恐怖症を中心とした子どもの神経症というようにとらえられていた。また、情緒的な不安のため登校できないのは、母と子の間に分離不安があるためと考えられてきた。その後登校拒否という言葉が使われるようになり、何らかの心理的な理由によって学校を長期または継続的に欠席するものととらえられるようになった。最近では、登校拒否の多様化と質的変化を考えて登校拒否という言葉から不登校という言葉を用いる場合もある。現在、学校不適応対策調査研究協力者会議では「登校拒否とは何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く。）をいう。」と定義している。

(2) 「組織的対応」について

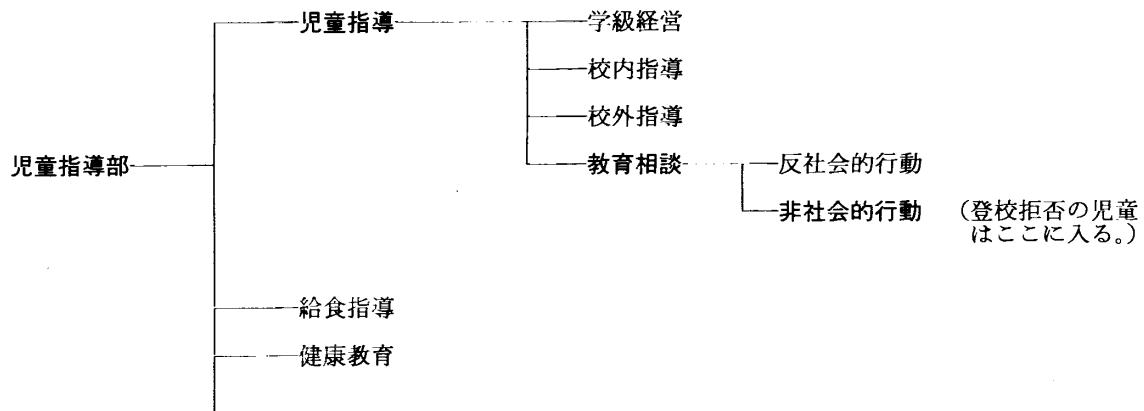
登校拒否問題は学校や家庭、さらには社会全体にも関わっている問題であり、その要因はさまざま、しかも複雑に絡み合っていることが多い。つまり、一つ一つの登校拒否にたいして、ある場合はじっと見守るというアプローチが適切であったり、また他の場合は積極的に励ましたり叱ったりするというアプローチが適切であったり、心理療法などの手法が適切であったり、場合に応じてアプローチの方法も様々である。これらに対応していくには一人の学級担任だけでは限界があり、不可能に近い。このことからしても学校の組織的な対応が必要になってくる。また、登校拒否はどの子にも起こり得るものであるということを考えると登校拒否の問題はすべての教師にとってとても重大なものであり、全職員の共通理解に基づき、学校あげての指導態勢づくりが必要になってくる。

本校では上述した考え方に基づき、全児童を全職員で見ていくというチームとしての指導態勢（開かれた教室）のもとに、登校拒否の児童に対して教師が必要に応じて役割分担し、組織的に対応していくことを基本的な考え方としている。

さらに本校では、登校拒否の児童の対応に当たって「それらの児童にとって重要なことは単に再度学校に通える状況になればそれでよいというわけではなく、登校拒否という状況を自らの努力で克服して、再び登校できるようになる過程で児童自身が自立の力を身に付けていく」ということを目指している。自立への歩みは一人一人みな異なっている。一人一人の歩みに合わせて援助していくためには、知り合うことが大切なものとなる。全職員が該当児童の今の状況を、家庭での様子を、学校での様子を、友達との関係等を知ることが必要なことになる。児童の自立の過程において、理解と援助を常に一体のものと考え、取り組んできた。

3 登校拒否児童を援助するための組織機能の実際

(1) 校務分掌の一部（児童指導に関する部分）

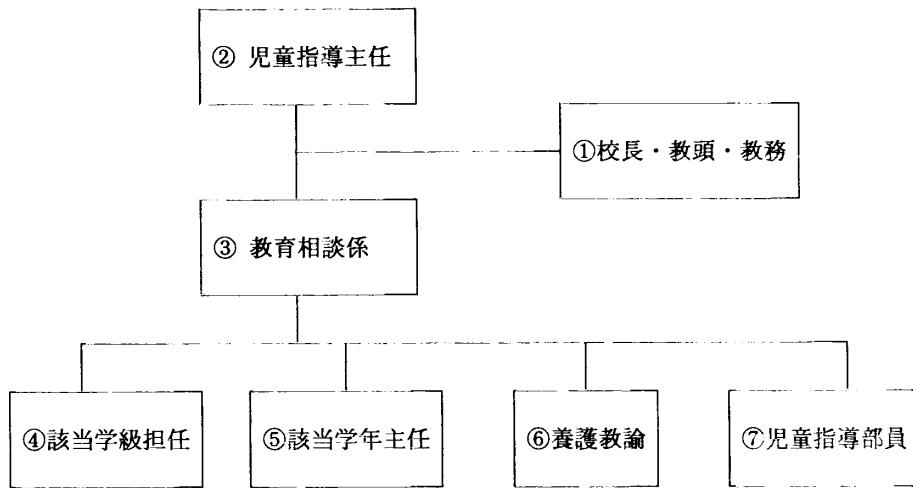


登校拒否を援助していく本校の組織機能は下図の通りである。

(2) 登校拒否児童に対する基本組織と役割

ここで取り上げた基本組織では、主に情報交換、対応方法の検討を行いコンセンサスを得て同步調で対応できるようにしている。

ア 組織構成員

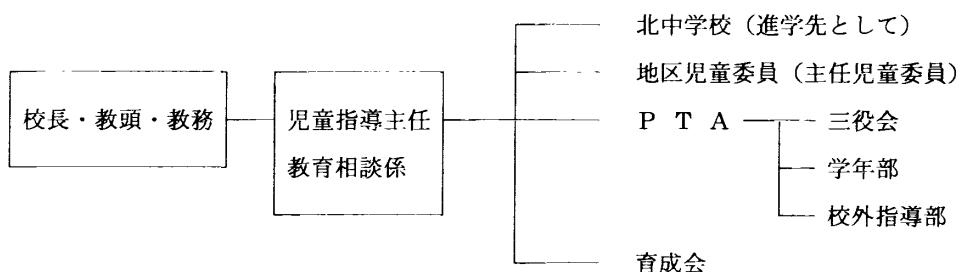


イ 役割機能

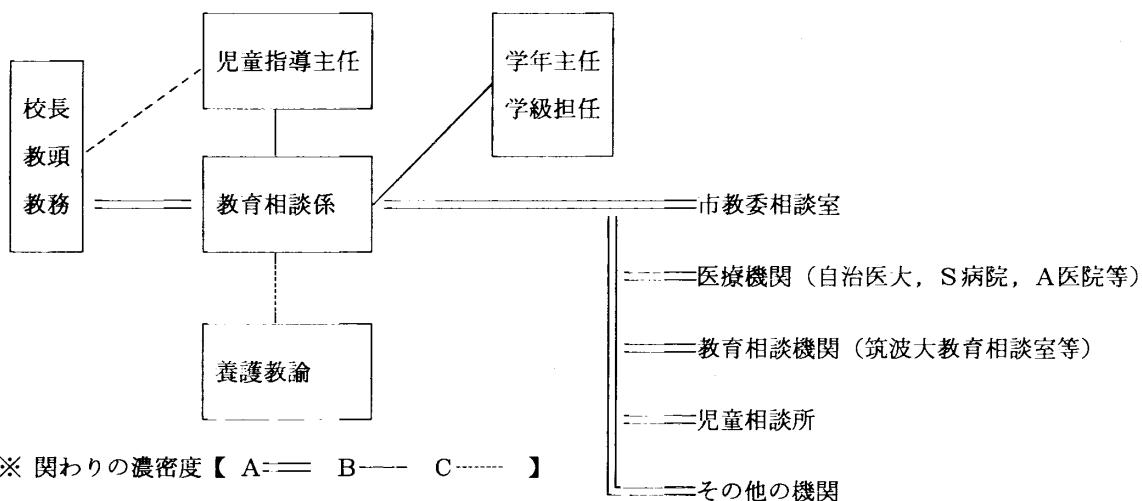
立 場	役 割
① 校長・教頭・教務	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の把握、校内教職員の協力体制をつくる。 ・児童・親への対応に対するアドバイス。 ・関係機関との連絡調整。
② 児童指導主任	<ul style="list-style-type: none"> ・登校拒否対策の会を召集し、会の運営に当たる。 ・指導、援助への支援。
③ 教育相談係	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の入手。 ・基本的な対応への原案提出。 ・指導、援助への支援。(児童・親・担任へ)
④ 該当学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の生活、学習、対人関係、悩み等の把握。 ・児童、保護者への指導、援助(電話、家庭訪問、面接等)。 ・学級内における児童を支える人間関係づくり。
⑤ 該当学年主任	<ul style="list-style-type: none"> ・該当学級担任を学年として支えるために学年としての情報の入手、指導の支援づくりを学年の中心になって進める。
⑥ 養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・欠席状況や保健室での児童の様子を把握し、伝達する。 ・指導、援助への支援。(保健室登校等)
⑦ 児童指導部員	<ul style="list-style-type: none"> ・登校拒否の予防並びに早期発見、援助活動へそれぞれの立場からアプローチを行う。 学級経営…………学校生活への適応、友人や集団への適応、学習活動への適応の視点から理解を深め、児童の不適応感を取り除き、適応を促す指導へのアプローチを行う。 校内指導…………校内における児童の生活や交友関係の把握と情報の入手。 校外指導…………校外(地域)における児童の生活や交友関係の把握と情報の入手。

(3) 校内組織と関係機関との関係

ア 学校・家庭・地域等の連携・協力



イ その他の機関との関わりと流れ



ランク	関わりの程度
Aランク (—)	・常時、情報を交換し、指導援助を行う。問題が起きたとき、新しい変化に対応をせまられたとき、すぐ相談し、指導援助を行う。
Bランク (—)	・児童の様子について定期的に連絡を取り合い、指導援助を行う。
Cランク (— —)	・児童に新しい変化が起こり対応がせまられたとき、連絡をとり対応する。

(4) 全職員の共通理解

登校拒否問題に対応するに当たって最も重要なことは、全職員が登校拒否問題についてあらかじめに理解し、認識を深めておくことであり、一人一人の教師にとって登校拒否問題を教育上の重要な課題と受けとめ、人間味のある温かい対応を行うことが必要である。本校ではそのため次のようなことを行っている。

ア 現職教育

登校拒否の状態像（段階別経過）、適切な対応の仕方等の基本的な事柄について講師を迎えての研修会

イ 教育相談係、該当学級担任から全職員への報告

平成6年度の登校拒否傾向の児童から、すでに回復して登校している児童まで含めて7名の児童が「特に留意してほしい児童」として全職員へ報告される。月一度程度職員会議等の場で該当児童の学級担任や教育相談係、または関わった教師から、現在の児童の様子や関わり方、今後の見通し等が報告される。

ウ 登校拒否児童（特に留意してほしい児童）の指導カルテの作成と活用

保護者や本人が学校に来たとき、または電話があったとき、その対応がスムーズにいくように、また学級担任や教育相談係に対していつでも支援できるように、「特に留意してほしい児童」の指導カルテを作成した。カルテには「氏名、住所、電話、生年月日、担任、現況、関わっているところ、記録」の項目がある。記録の欄は月一回程度、学級担任や教育相談係から報告を聞きながら、そこに各自メモしていくというものである。全職員が登校拒否児童を把握していることによって、担任以外であっても、電話での対応の仕方や連絡のとり方、来校したときの関わり方等、かなり違ってくるものであり、人間味のある温かい対応へと一步迫れるものと考える。

4 組織的対応の実際

(1) 主な関わりの場（物的条件）と関わる人（人的条件）と関わり方

関わりの場	担当	関わりの具体的内容
学級 (教室)	学級担任 (学年主任)	<ul style="list-style-type: none"> ・登校時、学習時、休み時間、給食や掃除の時間、放課後を通じ児童の些細な変化にも着目して的確な判断をし、関わりをもつ。 ・登校した時や休み時間、放課後に、児童への言葉かけや会話を通して理解する。 ・児童への理解や対応について、家庭訪問や電話連絡で保護者との話し合いをする。
保健室	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・学校全体の立場から、問題行動児童の早期発見。 ・欠席、遅刻状況の把握と報告（早朝時）。特に病気と登校拒否傾向の児童の見分けとそれへの対応。 ・養護教諭の休憩時間をずらし、休み時間はフルに児童への対応を行う。
教育相談室	教育相談係	<ul style="list-style-type: none"> ・登校拒否児童に対する教育相談。 ・登校拒否児童に対する教育相談室登校の指導と援助。 ・登校拒否児童の親に対する教育相談。 ・該当学級担任に対する教育相談。
校長室	校長	<ul style="list-style-type: none"> ・該当学級担任、教育相談係の対応に対し指導と助言。 ・登校拒否児童の親に対する教育相談。 ・登校拒否児童に対する校長室登校の指導と支援。 ・関係機関との連絡調整。
職員室	事務職員を含む全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・親からの電話連絡が入った場合や親や児童が来校した場合、該当児童名や現状を把握していることにより担任への連絡、対応を円滑に行う。

(2) 事例の実際

事例 A

教育相談係の関わりから学級担任の関わりを中心とした指導に変わっていった例

3年女子（A子） 現在毎日登校している。

主な関わり……担任、教育相談係、校長 支える関わり……養護教諭、同学年教師

〈2年〉

- 11月24日
- ・登校時に登校を渋るようになった。
 - ・担任から教育相談係へ、A子の登校拒否傾向についての相談があった。
 - ・担任と教育相談係の二人で家庭訪問し、無理に登校させず話を聞いてかえってくる。
- 11月29日
- ・欠席の電話が母親から入り、9時ごろ教育相談係が家庭訪問した。母親と父親（出勤前）、A子と現在の様子や趣味について話をして帰ってくる。
- 11月30日
- ・母親から登校を渋っているという電話があり、教育相談係がすぐ家に行く。母親は勤めがあるので勤めに出かけてもらった。A子と話をし、どこで何をするか本人に決めさせた上で、車で教育相談係と登校。教育相談室に2時間目までいて、その後本人の意志で図書室へ行く。休み時間に仲の良い友達を図書室（2階）へ行かせる。3人で教室のある1階へ、そして教室へ入ることができ、学習に参加。
 - ・母親（勤務先）へは児童の様子を電話で連絡。
- 12月1日
- ・7：30担任がA子の家に電話をする。母親と一緒にA子登校。手紙をもらった友達に返事を返すためといってやってくる。勉強はしないといって、カバンはもってこない。職員室にやってくる。校長にも挨拶をし、少し話をする。
- 12月6日
- ・朝教育相談係が迎えに行って、ノートにどこにいきたいかを書いて、本人の希望した場所（教育相談室、校長室、図書室等）に行き、そこに担任や友達がきて一緒に教室に行き、学習に参加し、
- 10日
- ・帰りは仲良しの友達と帰る日が続く。だんだん登校が楽になってきたように見える。
- 12月14日
- ・担任が早朝迎えにいって一緒に歩いて登校。校長室で勉強する。
- 12月16日
- ・母親が車で送ってくる。給食と5校時だけ教室で過ごす。その他は教育相談室か校長室。
- 12月17日
- ・途中まで母親が車で送ってくる。4校時と給食を教室で過ごす。その他は教育相談室か校長室。
- 12月18日
- ・自分で歩いて登校。1校時は校長室、2・3校時は教室で過ごす。
- 12月20日
- ・友達と一緒に登校。教室で朝から帰るまで過ごした。
- その後
- ・席替えの時、登校を渋ったが、その後はずっと登校している。

〈3年〉

- ・担任が変わった。6月のいもほり交流（集会）の時、大勢の中に行くのが不安といって登校を渋ったが、担任との交換日記を始め、自分の考えや気持ちを素直に打ち明けるようになってきている。苦手な体育や発表に対しても意欲的な面が見られるようになった。また、スピーチや交換日記の中に父親のことが多くてくるようになった。

事例 B

組織的に対応した例

4年女子 現在、学校には登校していないが家庭での生活は落ち着いてきており、学校
～早朝や行事の時、休みの日、夕方などやってこられるまでになっている。

主な関わり……担任、学年主任 支える関わり……校長、教育相談係、養護教諭
関係機関との関わり……S病院、自治医大

〈3年〉

- 9月27日 ・登校を渋る。車で母親が送ってきたが、車から降りない。
- 9月28日 ・母親と歩いて登校。保健室で1時間過ごす。休み時間、友達と保健室で過ごした後、一緒に教室に行く。同じような登校が10月14日まで続く。
- 10月18日 ・この日からずっと欠席が続く。
- 10月25日 ・S病院へ行く。起立性調節障害という診断。
- 10月28日 ・校長、学年主任、養護教諭、教育相談係、学級担任と相談する。
- 11月8日 ・児童指導主任、養護教諭、学年主任、教育相談係、学級担任と相談する。
- 1月4日 ・父母と担任で話し合う。
- 2月4日 ・市教委の教育相談室へ通う件については、本人の意志によって取りやめた。
- その後 ・これ以前もこれ以降も家庭との電話での連絡や学級通信（友達や教師のメモを入れて）の届け（友達がもっていく）は毎日のように行っている。さらに、2月17日から家庭訪問も1週間に1度くらい行っている。また病院には月1回くらい通っている。

〈4年〉

- ・S病院の担当医師が転勤するので、自治医大に変わった。
- 4月16日 ・学年主任が家庭訪問し、B子との交換日記を始める。（この後家庭訪問と交換日記は続く。）
- 5月10日 ・学年主任と姉と3人で1時間くらい散歩した。友達からおみやげが届く。
- 6月23日 ・学年主任、学級担任と母親で学校の教育相談室で話し合う。
- 9月7日 ・児童指導関係教師の話し合い。（今後の対応について）
- 9月9日 ・母親、校長と話し合う。
- 9月14日 ・朝7時に朝の散歩で学校に来て、うさぎ小屋や学年園を見て帰った。その後母親から電話あり。教育相談係が受ける。
- 9月19日 ・朝7時から7時半ごろ、母と子で散歩しながら学校の駐車場にやってきた。そこで校長と出合、一緒に上庭までやってくる。さらに教育相談室へすすめたら入ってきた。
- 9月21日 ・朝、母親から電話あり、教育相談係が受ける。（この後何回か受ける。）
- 9月26日 ・昨夜、家族で学校に来てベンチに座ったり、ロープウェーをしたりしたと母親から電話あり。
- 10月1日 ・運動会では応援席の後ろで父母、祖父母と一緒に見学していた。校長、学年主任、担任と話をした。
- 12月3日 ・「先生にあげる。」といってB子が作ったケーキを、母親が届けてくれた。
- その後 ・家では犬の散歩に行ったり、ケーキづくりをしたり、ドッジボールの友達とディズニーランドに行ったり、地区体育祭に見学に行ったり、校庭当番の母親と学校に来たり、一輪車の練習をしたりと、自立に向けて良い方向で進んでいるものと考えている。カウンセリング（自治医大）では箱庭療法をやっているが、集中力があり、感情豊かで特別問題はないということである。

事例 C

教育相談係が中心になって関わった事例

6年女子（C子） 現在、学校には登校していない。教育相談係が1週間に1回は教育相談室で母親と話し合い、1回は家庭訪問して母親やC子と関わりをもっている。筑波大教育相談室へ月2回程度母親とC子で行っている。

主な関わり……教育相談係 支える関わり……担任、校長、養護教諭、同学年教師
関係機関との関わり……筑波大教育相談室

<5年>

- 2月1日 ・宿泊学習での友達とのトラブルから、友達関係がいやになってしまい登校を渋るようになった。
欠席がちが続く。

- 春休み ・4月から新たな気持ちでと思ったのか、髪を短く切った。

<6年>

- 4月23日 ・修学旅行の参加について父母と話しあう。本人の意志により参加。マリンパークで一時パニック状態になり動かなくなる。

- 5月6日 ・9時頃登校して教育相談室で過ごし、職員室で給食を食べて帰るという日が続く。

- 6月6日 ・教育相談室で友達と話ができるようになった。

- 6月7日 ・音楽教室に教育相談係と参加。友達の中に入っていけなかった。この後精神的落ち込みがみられる。

- 7月 ・放課後、弟と母親と学校のプールに泳ぎにくるようになった。泳いでいる時はとてもいい顔をしている。

- 7月28日 ・M市の精神科へ父母、C子、教育相談係で行く。

- 8月24日 ・筑波大教育相談室へ母親と教育相談係で行く。

- その後 ・10月いっぱいまで給食をとりに放課後C子か母親がやってきていた。（午後5時ごろ保健室へ、教育相談係対応。）取りにこられないときは、教育相談係が家へ届ける。

また、筑波大教育相談室へは月2回程度、母親とC子で通っている。11月から給食を止めた。そして1週間に2回程度、母親と教育相談係の話し合いの場をもつようにした。（1回は学校の教育相談室、1回はC子の家で）精神的に安定、不安定の波を通りながら、少しづつ自分の考えや思いを母親に訴えるようになってきている。

- 10月1日 ・運動会にやってきて、校長と話をする。

- 11月26日 ・卒業文集の原稿を自分から書いた。

- 12月1日 ・学芸会にやってきて熱心に見ていた。

- ・担任からのプリントや連絡は教育相談係を通じて行っている。

その他の事例

事例 D

4年女子（D子） 現在、欠席することはほとんどない。

主な関わり……担任 支える関わり……教育相談係

2年の頃から登校拒否傾向を示し、3年の6月に欠席の連絡が入り、担任や教育相談係が家庭訪問。本人は親から自立しようとしているのだが、登校しようとすると母親が声をかける。すると家の中に入ってしまう。母親からの不分離と考えられるので、母親と担任や教育相談係が話し合った。その後担任と児童で夜や朝など、電話でコミュニケーションがまめにとられるようになり、表情も明るくなり、現在では欠席はほとんどない。

5 まとめ

(1) 組織的対応で良かった点

- ア 登校拒否の児童や保護者に対して担任だけで対応に当たるのでは、時間的に限界があり対応しきれず、これは良い方法とわかっていても実行不可能になってしまうことがある。それを他の職員の援助を得ることで可能とすることができる。つまり、1人で担当するよりより良い対応がとれる。
- イ 複数の職員が一つのことにつぶやくことによって、特に学級担任が精神的にゆきづまりを感じることがなかつたり、ゆきづまった時でも複数職員でことに当たることによってゆきづまりを打破するエネルギーと方法を見つけることができる。
- ウ 多くの職員がかかわることによって、多方面から問題にアプローチでき、多面的に問題や対応を考えることができる。つまり児童を理解するのに広さと深さが出てくる。
- エ 役割分担することによって、1人の対応は小さな断続的なものでも、全体とすると大きな連続的なものとすることができます。
- オ 登校拒否の児童を全職員が理解することによって、児童、保護者あるいは担当者に対して誰でも援助できる立場に立てる。

(2) 組織的に関わる上での課題

- ア 児童観の違いによって児童の見方や対応の仕方で共通認識が得られない場合には、コンセンサスを得るために話し合いや学習場面が必要となる。
- イ 役割分担をすると、他の人の仕事に口を出さないという閉鎖的な面が出てきてしまうことがある。お互いに気軽に物が言い合える、聞き合える関係をつくっておくことがチームとしての指導態勢の基盤として大切なものとなる。（文責 市橋）

評

近年の児童生徒指導上の様々な問題行動は、全国的に共通して「低年齢化」の傾向がみられる。そのなかでも「登校拒否」に関わる問題については、本論文にもふれてあるとおり増加の一途をたどっている。文部省においては、登校拒否問題に対応するまでの基本的な視点として、次のような点を示している。

- ・登校拒否はどの児童生徒にも起こりうるものであるという視点に立ってこの問題をとらえていく必要があること。
- ・いじめや学業の不振、教職員に対する不信感など学校生活上の問題が起因して登校拒否になってしまう場合がみられるので、学校や教職員一人一人の努力が極めて重要であること。
- ・学校は、児童生徒にとって自己の存在感を実感でき精神的に安心していることのできる場所－『心の居場所』－としての役割を果たすことが求められること。

(平成4年9月文部省初等教育局長通知「登校拒否問題への対応」)

本論文は「登校拒否児童に対する校内の組織的取り組み」と題し、特に「校内体制のあり方」を、組織的な取り組みから実践し、まとめられている。その取り組みのなかで、「主な関わりの場（物的条件）と関わる人（人的条件）」を明確にし、学級担任はもとより、校長先生、養護教諭・事務職の方々が保健室、職員室、校長室等それぞれの場で積極的にかかわってきている。更に実践事例において、具体的な児童への関わりや関係機関との連携の様子に「開かれた学校」として取り組む姿勢が強くうかがえる。このような取り組みをとおして登校拒否の態様、現象、こどもの姿に変容がみられる。たとえ小さな変容でも、それは大きな成果である。よく「見る目を変える」といわれる。本事例においても、多くの職員の目で児童理解に努め、児童を多面的にとらえようとしている。これこそ「カウンセリングマインド」の核心といえるものである。

この実践は、これからの中学校教育相談活動において大いに示唆をあたえてくれる。本論文は、主として小学校における校内指導体制を論じているが中学校においても十分参考になるものである。今後とも、理論と実践を通して継続研究され、ますます児童生徒指導の充実が図されることを期待する。